

平成30年度 信濃町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定により、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進し、障がい者の多様な就労機会の確保と自立を促進するために定めるものとする。

2 方針の適用範囲

この方針は、当町の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のうち物品等の調達が可能施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型、B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障がい援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障がい者多数雇用事業所
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者の占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

- ア 在宅就業障がい者
- イ 在宅就業支援団体

4 調達物品等及び調達目標

調達の対象となる物品等及びその目標額は次のとおりとする。

(記載のないものであっても、町が調達可能な物品等であれば対象とする。)

区 分	種 別	目標額 (千円)
物 品	事務用品、記念品等	50
役務 (サービス)	印刷、クリーニング、花壇整備等	6,000
合 計		6,050

5 調達の推進方法

- (1) 町は、障がい者就労施設から調達可能な物品購入及び役務提供についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各課等に対し障がい者就労施設等への優先調達を推進する。
- (2) 障がい者就労施設への調達にあたっては、発注可能な物品等を各課等において十分に検討する。

6 調達実績のとりまとめ、公表

各年度の調達実績については、実績を取りまとめ、町ホームページで公表するものとする。

7 当該調達方針に基づく窓口

この調達方針の窓口は、住民福祉課福祉係とする。公契約に関する窓口は、総務課財政係とする。